

秋田県公報

目次

ページ

告示

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(三三九・商工業振興課)……………1

道路の供用開始(三三〇・道路環境課)……………1

道路区域の変更(三三一・道路環境課)……………1

建築基準法による道路位置の指定(三三二・北秋田地域振興局建設部)……………2

都市計画事業の認可(三三三・山本地域振興局建設部)……………3

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター)……………3

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)……………3

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………3

土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………3

土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………3

土地改良事業工事の完了の届出(由利地域振興局農林部)……………4

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)……………4

土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……………5

告示

秋田県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新川口店

本荘市川口字八幡前百九十六番一外

本荘市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月二十二日から同年五月二十二日まで

秋田県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字中山十三番一地先から四〇番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年四月二十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年四月二十二日から同年五月六日まで

秋田県告示第三百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

二ツ井町

二 都市計画事業の種類及び名称

二ツ井都市計画公園事業四・四・一号二ツ井中央公園

三 事業施行期間

平成十五年四月二十二日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

秋田県山本郡二ツ井町字上台、字下野川端及び字下野地内

(二) 使用の部分

秋田県山本郡二ツ井町字上台、字下野川端及び字下野地内

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「令」という。）第十一条の規定により、公示する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る役務の内容及び数量

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

三 落札者を決定した日

平成十五年三月十四日

四 落札者の名称及び住所

株式会社東北ダイケン秋田支店 秋田市中通二丁目二番三十二号

五 落札金額

三千百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 令第六条の規定による公告を行った日

平成十五年一月三十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字大生手三一番地

二 就任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字大生手一三九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

北秋田郡田代町岩瀬字玉石六番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、山本郡藤里町藤蓼土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十五年一月十日
 - 事業名 土地改良事業(宮ノ下地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 二 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十四年十二月二十四日
 - 事業名 土地改良事業(葛ヶ台地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 三 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十五年三月十八日
 - 事業名 土地改良事業(金ヶ沢地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 四 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十四年十二月十日
 - 事業名 土地改良事業(虎杖平地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 五 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十四年十二月二十日
 - 事業名 土地改良事業(村木地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 六 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十四年十二月十九日
 - 事業名 土地改良事業(石舟地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 七 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十五年三月十八日
 - 事業名 土地改良事業(倉手地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 八 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十四年十二月二日
 - 事業名 土地改良事業(上直根地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 九 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十四年十二月九日
 - 事業名 土地改良事業(二又沢地区農地農業用施設災害復旧事業)
- 十 鳥海町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十五年三月十八日
 - 事業名 土地改良事業(福島地区農地農業用施設災害復旧事業)

十一 鳥海町

(二)(一) 完了年月日 平成十五年三月十七日
事業名 土地改良事業(桑沢地区農地農業用施設災害復旧事業)

十二 鳥海町

(二)(一) 完了年月日 平成十五年三月十七日
事業名 土地改良事業(千足地区農地農業用施設災害復旧事業)

十三 鳥海町

(二)(一) 完了年月日 平成十五年三月二十日
事業名 土地改良事業(根子地区農地農業用施設災害復旧事業)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 秋田県雄勝町土地改良区
 - 退任理事の住所及び氏名
 - 雄勝郡雄勝町秋ノ宮字真木百四番地 菊地 憲
 - 雄勝郡羽後町嶋田新田土地改良区
 - (一) 退任理事の住所及び氏名
 - 雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田五番地 齋藤 喜光
 - 足田字土館百三番地 渡邊 武吉
 - 郡山下郡三十八番地 仙道 善吉
 - 嶋田新田字三吉前六十五番地 藤原 長蔵
 - 郡山字上郡八十三番地 成田 知哉
 - 新町字鶴巢十三番地 佐藤 松雄
 - 嶋田新田字嶋田四十九番地 藤原 庄悦
 - 九番地 高橋 信一
 - 新町字鶴巢二十五番地 小野 朋章
 - 高尾田字家ノ下二十番地一 藤原 朋助
 - 高尾田字家ノ下二十番地二 後藤 亮
 - 高尾田字家ノ下十二番地 佐藤 虎雄
 - 三十番地 後藤 勝太郎
 - 嶋田新田字嶋田五十一番地二 奥山 幸一
 - 高尾田字沼端三十番地二 高山 永一

(二)

雄勝郡羽後町足田字土館四番地
 " " " 郡山字下郡三十六番地
 " " " 字上郡二十七番地
 嶋田新田字嶋田二十番地
 就任理事の住所及び氏名
 雄勝郡羽後町嶋田新田字嶋田五番地
 足田字土館百三番地
 郡山字下郡三十八番地
 嶋田新田字三吉前六十五番地
 郡山字上郡八十三番地
 新町字鶴巢十三番地
 嶋田新田字嶋田四十九番地
 " " " 九番地
 新町字鶴巢二十五番地
 足田字福島五十七番地二
 高尾田字家ノ下十二番地
 嶋田新田字嶋田五十一番地二
 高尾田字沼端三十番地二
 足田字土館四番地
 郡山字下郡三十六番地
 字上郡二十七番地
 嶋田新田字嶋田二十番地
 郡山字四ツ屋九番地
 高尾田字家ノ下十八番地一
 郡山字下四ツ屋二番地
 高尾田字家ノ下十六番地二

佐藤 有彦
 仙道 忠秋
 遠藤 甲一郎
 佐藤 薫
 齋藤 喜光
 渡邊 武吉
 仙道 善吉
 藤原 長蔵
 成田 知哉
 佐藤 松雄
 藤原 庄悦
 高橋 信一
 小野 章
 後藤 亮
 佐藤 虎雄
 奥山 幸一
 高 山 永一
 佐藤 有彦
 仙道 忠秋
 遠藤 甲一郎
 佐藤 薫
 佐藤 一志
 後藤 昌太郎
 仙道 隆
 高橋 長造

(三)

退任理事の住所及び氏名
 雄勝郡羽後町高尾田字家ノ下二十六番地
 郡山字下郡五番地
 嶋田新田字嶋田四十八番地
 就任理事の住所及び氏名
 雄勝郡羽後町高尾田字家ノ下二十六番地
 郡山字下郡五番地
 嶋田新田字嶋田四十八番地

(四)

就任理事の住所及び氏名
 雄勝郡羽後町高尾田字家ノ下二十六番地
 郡山字下郡五番地
 嶋田新田字嶋田四十八番地

佐藤 誠勇
 仙道 吉克
 佐々木 祐太郎
 佐藤 誠勇
 仙道 吉克
 佐々木 祐太郎

正 誤

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、羽後町田代仙道土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年四月二十二日
 秋田県知事 寺田典城

ページ 段 行 誤 正

平成十五年二月七日（千四百四十二号）掲載の秋田県告示第八十六号（保安林予定森林の指定通知）
 （原稿誤り）

二	下	十六か ら十八	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字水沢沢七四の二、七四の一〇、七四の一、七四の一三、七五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字水沢沢七四の二、七四の一、七四の一三、七五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
---	---	------------	----------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄